

# 汚泥処分業務 仕様書

(仕様書の範囲)

第1条 この仕様書は、川崎市委託単価契約約款（以下、「約款」という。）第1条に規定する設計図書として、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。以下同じ。）の処分業務について定める。

(発注者の責務)

第2条 発注者は、産業廃棄物の適正な処分のために必要な次の情報を、書面をもって受注者に提供し、これらの写しを本仕様書に添付する。

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
- (2) 通常の保管状況下での腐敗、揮発等の性状の変化に関する事項
- (3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
- (4) 日本工業規格C 0 9 5 0号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- (5) 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨
- (6) その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

2 発注者は、委託契約期間中、前項に定める事項について変更があった場合には、受注者に対し速やかに書面をもってその旨の内容及び程度の情報を通知しなくてはならない。

(受注者の遵守事項)

第3条 受注者は、この契約の履行にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）、その他の関係法令を遵守しなければならない。

- 2 受注者は、産業廃棄物の処分について、周辺的生活環境に影響を及ぼさないようにこれを行わなければならない。
- 3 受注者は、受託した産業廃棄物の処分後の残渣物（以下「中間処理産業廃棄物」という。）について、自らの責任において適正に最終処分をしなければならない。

(委託する産業廃棄物)

第4条 この契約で発注者が受注者に処分を委託する産業廃棄物は、次のとおりとする。また、実施対象学校については、原則として別紙「実施予定校について」のとおりとする。

産業廃棄物の種類	予定数量	単位
汚泥、廃油	70.45	m <sup>3</sup>

(委託する業務の内容)

第5条 発注者は、次のとおり前条の産業廃棄物の処分業務を受注者に委託する。

事業場（処分施設）の名称	
事業場の所在地	
処分の方法	
処分施設の能力	m <sup>3</sup> /日

2 処分施設への産業廃棄物の搬入は、発注者が委託した収集運搬業者が行う。発注者が委託した収集運搬業者の名称、許可の内容等は次のとおりである。

(1) 収集運搬業者の名称等

氏名又は名称	
所在地	
代表者氏名	

(2) 収集運搬業者が有する許可の内容（この契約の履行に必要なものに限る。）

	積出地（発生場所）	運搬先（最終目的地）
許可都道府県・政令市	神奈川県（川崎市）	
許可番号	第	号
許可の有効期限	令和	年 月 日
事業の区分		
事業の範囲		
許可の条件		
積替保管の可否		

3 受注者が行う中間処理産業廃棄物の最終処分の内容は、次のとおりである。

事業場（施設）の名称	
事業場の所在地	
最終処分の方法	
施設の能力	

(委託代金)

第6条 この契約における委託料は、次のとおりとする。

産業廃棄物の種類	処分方法	委託料（単価）	単位	備考
汚泥			m <sup>3</sup>	

2 受注者は、業務完了届に記載した産業廃棄物の処分量から計算した金額を、約款第15条に基づいて発注者に対し請求し、発注者はこれに基づき委託代金を支払うものとする。

(委託期間)

第7条 業務の委託期間は令和5年4月3日から令和6年3月29日とする。

(受注者の事業範囲)

第8条 受注者の事業範囲は次のとおりである。

許可都道府県・政令市		
許可番号	第	号
許可の有効期限	令和	年 月 日
事業の範囲		
許可の条件		

2 受注者は、前項の事業範囲を証するものとして、産業廃棄物処分業の許可証の写しを発注者に提出し、発注者は、これを本仕様書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、発注者は、これを本仕様書に添付する。

(電子情報処理組織(電子マニフェスト)及び産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)の使用)

第9条 発注者及び受注者は、廃棄物処理法の規定に従って、電子マニフェスト又は紙マニフェストを、別表に定める方法により、使用するものとする。

(業務完了届の提出)

第10条 受注者は、処分業務が完了したときは、情報処理センターに対して行う報告、または、紙マニフェストの写しの送付とは別に、約款第14条に基づく業務完了届を発注者に提出しなければならない。

2 業務完了届は、前月に処分を完了した産業廃棄物の種類及び数量を記載し、毎月10日までに提出するものとする。

(契約の解除)

第11条 発注者又は受注者は、この契約の当事者がこの契約の条項のいずれか又は約款若しくは法令等の規定に違反するとき、発注者受注者の合意があったときは、この契約を解除することができる。

(委託契約を解除した場合の処分されない産業廃棄物の取扱いに関する事項)

第12条 約款の規定又は法令の規定により契約を解除できる場合であっても、この契約に基づき発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処分を受注者が完了していないときは、その理由が発注者の責による場合を除き、当該産業廃棄物を受注者の責任で処分した後でなければ、契約を解除することができない。

2 その他、委託契約を解除した場合の取扱いについては、約款による。

(再委託の制限)

第13条 受注者は、原則として、発注者から受託した産業廃棄物の処分業務を他人に再委託してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約期間中に当該業務を受注者が他人に再委託するやむを得ない事情が生じたときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の12第1号に基づく書面により、発注者の承諾を得て、同施行令第6条の12に規定する再委託基準に従い、これを行わなければならない。

(その他)

第14条 その他の取扱いについては、約款による。

別表

一次マニフェスト	二次マニフェスト	使用の方法	
電子マニフェスト	電子マニフェスト	発注者	<p>(1) 発注者は、産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡すときは、その都度、引き渡した日から3日以内<sup>*</sup>に電子マニフェストを利用して情報処理センターに必要事項を登録するものとする。</p> <p>(2) 発注者は、情報処理センターより、当該産業廃棄物の処分が終了した旨及び当該中間処理産業廃棄物の最終処分が終了した旨の通知を受けたときは、当該処分が終了したことを当該通知により確認するものとする。</p>
		受注者	<p>(1) 受注者は、受託した産業廃棄物の処分が終了したときは、処分が終了した日から3日以内<sup>*</sup>に、電子マニフェストを利用して、情報処理センターに処分が終了した旨を報告するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、当該中間処理産業廃棄物について最終処分を委託するときは、引き渡した日から3日以内<sup>*</sup>に電子マニフェストを利用して、情報処理センターに必要事項を登録するものとする。</p> <p>(3) 受注者は、情報処理センターより、当該中間処理産業廃棄物の最終処分が終了した旨の通知を受けたときは、当該処分が終了したことを当該通知により確認するものとする。</p>
電子マニフェスト	紙マニフェスト	発注者	<p>(1) 発注者は、産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡すときは、その都度、引き渡した日から3日以内<sup>*</sup>に電子マニフェストを利用して、情報処理センターに必要事項を登録するものとする。</p> <p>(2) 発注者は、情報処理センターより、当該産業廃棄物の処分が終了した旨及び当該中間処理産業廃棄物の最終処分が終了した旨の通知を受けたときは、当該処分が終了したことを当該通知により確認するものとする。</p>
		受注者	<p>(1) 受注者は、受託した産業廃棄物の処分が終了したときは、処分が終了した日から3日以内<sup>*</sup>に、電子マニフェストを利用して、情報処理センターに処分が終了した旨を報告するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、当該中間処理産業廃棄物について最終処分を委託するときは、紙マニフェスト（第2次紙マニフェスト）に必要事項を記載して交付するものとする。</p> <p>(3) 受注者は、当該中間処理産業廃棄物の最終処分を受託した者から紙マニフェストの写し（受注者が最終処分を委託するときに交付した第2次紙マニフェストで、最終処分が終了した旨が記載されたもの。）の送付を受けた場合において、紙マニフェストの写しの送付を受けた日から3日以内<sup>*</sup>に、電子マニフェストを利用し、情報処理センターに必要事項を登録するものとする。</p> <p>(4) 受注者は、第2次紙マニフェストの写しを送付された日から5年間保存するものとする。</p>

紙マニフェスト	電子マニフェスト	発注者	<p>(1) 発注者は、産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡すときは、その都度、紙マニフェストに必要事項を記載して交付するものとする。</p> <p>(2) 発注者は、送付を受けた紙マニフェストの写しを送付を受けた日から5年間保存するものとする。</p>
		受注者	<p>(1) 受注者は、当該収集運搬業者から産業廃棄物の引き渡しを受けたときは、これと同時に紙マニフェストの交付を受けなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、受託した産業廃棄物の処分が終了したときは、紙マニフェストに必要事項を記載し、処分が終了した日から10日以内に、紙マニフェストの写しを発注者及び当該産業廃棄物を搬入した収集運搬業者へ送付するものとする。</p> <p>(3) 受注者は、当該中間処理産業廃棄物について最終処分を委託するときは、引き渡した日から3日以内*に電子マニフェストを利用して、情報処理センターに必要事項を登録するものとする。</p> <p>(4) 受注者は、情報処理センターより、当該中間処理産業廃棄物の最終処分が終了した旨の通知を受けたときは、当該処分が終了したことを当該通知により確認するものとする。</p> <p>(5) 受注者は、第1次紙マニフェストを第1次紙マニフェストの写しを送付した日から5年間保存するものとする。</p>
紙マニフェスト	紙マニフェスト	発注者	<p>(1) 発注者は、産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡すときは、その都度、紙マニフェストに必要事項を記載して交付するものとする。</p> <p>(2) 発注者は、送付を受けた紙マニフェストの写しを送付を受けた日から5年間保存するものとする。</p>
		受注者	<p>(1) 受注者は、当該収集運搬業者から産業廃棄物の引き渡しを受けたときは、これと同時に紙マニフェストの回付を受けなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、受託した産業廃棄物の処分が終了したときは、紙マニフェストに必要事項を記載し、処分が終了した日から10日以内に、紙マニフェストの写しを発注者及び当該産業廃棄物を搬入した収集運搬業者へ送付するものとする。</p> <p>(3) 受注者は、当該中間処理産業廃棄物の最終処分を受託した者から紙マニフェストの写し（受注者が最終処分を委託するときに交付した第2次紙マニフェストで、最終処分が終了した旨が記載されたもの。）の送付を受けた場合において、その日から10日以内に、紙マニフェストの写し（発注者が受注者に交付した第1次紙マニフェストで、最終処分が終了した旨を受注者が記載したもの。）を発注者へ送付すること。</p> <p>(4) 受注者は、第1次紙マニフェストを第1次紙マニフェストの写しを送付した日から5年間保存するものとする。</p> <p>(5) 受注者は、第2次紙マニフェストの写しを送付された日から5年間保存するものとする。</p>

※土日祝、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

第2条に定める事項

産業廃棄物の種類	汚泥
性状	液状・泥状
性状の变化	なし
荷姿	バキューム車
混合等により生ずる支障	なし
日本工業規格C0950号に関する事項	なし
石綿含有産業廃棄物の有無	なし
水銀使用製品産業廃棄物の有無	なし
水銀含有ばいじん等の有無	なし
その他取扱いの注意事項	なし

## 実施予定校について

教育委員会が指定する川崎市立小学校、中学校、特別支援学校

区	No	小学校名	校数	所在地	電話番号
川崎	1	殿町小学校	1	川崎区殿町 1-17-19	044-266-4886
	2	四谷小学校	1	川崎区四谷下町 4-1	044-266-5883
	3	東門前小学校	1	川崎区東門前 3-4-6	044-288-2065
	4	大師小学校	1	川崎区東門前 2-6-1	044-288-2392
	5	川中島小学校	1	川崎区川中島 2-4-19	044-288-3167
	6	藤崎小学校	1	川崎区藤崎 3-2-1	044-288-2126
	7	さくら小学校	1	川崎区桜本 1-9-15	044-266-4601
	8	大島小学校	1	川崎区浜町 1-5-1	044-344-2424
	9	渡田小学校	1	川崎区田島町 14-1	044-344-4932
	10	東小田小学校	1	川崎区小田 5-11-20	044-333-2122
	11	小田小学校	1	川崎区小田 4-12-24	044-333-3300
	12	浅田小学校	1	川崎区浅田 2-11-21	044-333-5966
	13	東大島小学校	1	川崎区大島 5-25-1	044-233-6120
	14	向小学校	1	川崎区大島 4-17-1	044-233-6936
	15	田島小学校	1	川崎区渡田 1-20-1	044-333-8436
	16	新町小学校	1	川崎区渡田新町 3-15-1	044-322-2495
	17	旭町小学校	1	川崎区旭町 2-2-1	044-233-4712
	18	宮前小学校	1	川崎区宮前町 8-13	044-233-2043
	19	川崎小学校	1	川崎区日進町 20-1	044-233-2812
	20	京町小学校	1	川崎区京町 1-1-4	044-322-2410
①	田島支援学校(本校)	1	川崎区田島町 20-5	044-355-1240	
②	田島支援学校(桜校)	1	川崎区池上新町 1-1-3	044-299-2861	
幸	21	幸町小学校	1	幸区中幸町 2-17	044-522-0388
	22	南河原小学校	1	幸区都町 18	044-522-2573
	23	御幸小学校	1	幸区遠藤町 1	044-511-4317
	24	西御幸小学校	1	幸区小向西町 4-30	044-522-2419
	25	戸手小学校	1	幸区戸手本町 1-165	044-522-3506
	26	古川小学校	1	幸区古川町 70	044-533-1524
	27	東小倉小学校	1	幸区東小倉 1-1	044-511-5201
	28	下平間小学校	1	幸区下平間 175	044-522-3304
	29	古市場小学校	1	幸区古市場 1-1	044-522-0282
	30	日吉小学校	1	幸区北加瀬 1-37-1	044-588-4411
	31	小倉小学校	1	幸区小倉 2-20-1	044-588-3332
	32	南加瀬小学校	1	幸区南加瀬 4-24-1	044-599-2554
	33	夢見ヶ崎小学校	1	幸区南加瀬 2-13-1	044-599-1247
中原	34	下河原小学校	1	中原区上平間 585	044-522-0158
	35	平間小学校	1	中原区上平間 1480	044-511-6528
	36	玉川小学校	1	中原区北谷町 32	044-522-4416
	37	下沼部小学校	1	中原区下沼部 1955	044-411-2933
	38	苅宿小学校	1	中原区苅宿 25-1	044-422-4409
	39	木月小学校	1	中原区木月4-53-1	044-433-3286
	40	東住吉小学校	1	中原区木月住吉町 1-11	044-422-1402
	41	住吉小学校	1	中原区木月祇園町 17-1	044-422-5444
	42	井田小学校	1	中原区井田中ノ町 29-1	044-766-3992
	43	今井小学校	1	中原区今井西町 3-18	044-722-7599
	44	上丸子小学校	1	中原区上丸子八幡町 815	044-411-2221
	45	西丸子小学校	1	中原区小杉陣屋町 2-19-1	044-733-4413
	46	中原小学校	1	中原区小杉御殿町 1-950	044-722-1610
	47	宮内小学校	1	中原区宮内 2-4-1	044-766-4769
	48	大戸小学校	1	中原区下小田中 1-4-1	044-766-4509
	49	下小田中小学校	1	中原区下小田中 3-35-1	044-777-5103
	50	新城小学校	1	中原区下新城 1-15-1	044-766-2236
51	大谷戸小学校	1	中原区上小田中 1-27-1	044-777-6412	
52	小杉小学校	1	中原区小杉町 2-295-1	044-711-5553	
③	聾学校	1	中原区上小田中 3-10-5	044-766-6500	
高津	53	子母口小学校	0.5	高津区子母口 730	044-777-0842
	A	東橘中学校	0.5	高津区子母口 730	044-766-1649
	54	橘小学校	1	高津区千年 1024	044-766-4503
	55	末長小学校	1	高津区末長 3-8-1	044-866-7642
	56	新作小学校	1	高津区新作 1-9-1	044-877-6565
	57	東高津小学校	1	高津区北見方 2-5-1	044-833-5452
	58	坂戸小学校	1	高津区坂戸 1-18-1	044-822-2341
	59	久本小学校	1	高津区久本 3-11-3	044-822-9331
	60	下作延小学校	1	高津区下作延 5-19-1	044-822-0723

区	No	小学校名	校数	所在地	電話番号
	61	高津小学校	1	高津区溝口 4-19-1	044-822-2630
	62	梶ヶ谷小学校	1	高津区梶ヶ谷 4-12	044-877-8621
	63	西梶ヶ谷小学校	1	高津区梶ヶ谷 2-14-1	044-888-0505
	64	久末小学校	1	高津区久末 647	044-777-6533
	65	上作延小学校	1	高津区上作延 559	044-866-2049
	66	南原小学校	1	高津区上作延 796	044-866-0981
	67	久地小学校	1	高津区久地 4-2-1	044-833-5700
	④	中央支援学校	1	高津区久本 3-7-1	044-844-1275
宮前区	68	野川小学校	1	宮前区西野川 2-19-1	044-766-2069
	69	西野川小学校	1	宮前区野川台 3-10-1	044-766-3877
	70	南野川小学校	1	宮前区南野川 2-12-1	044-788-5500
	71	宮崎小学校	1	宮前区馬絹 1-30-9	044-866-2219
	72	鷺沼小学校	1	宮前区鷺沼 2-1	044-854-2783
	73	有馬小学校	1	宮前区東有馬 5-12-1	044-866-1447
	74	西有馬小学校	1	宮前区有馬 7-6-1	044-855-7911
	75	富士見台小学校	1	宮前区宮前平 2-18-3	044-888-0189
	76	宮前平小学校	1	宮前区宮前平 3-14-1	044-853-0466
	77	宮崎台小学校	1	宮前区宮崎 3-18-2	044-855-2410
	78	向丘小学校	1	宮前区平 1-6-1	044-866-7060
	79	平小学校	1	宮前区平 6-5-1	044-866-7235
	80	白幡台小学校	1	宮前区南平台 13-1	044-977-8220
	81	菅生小学校	1	宮前区菅生 1-5-1	044-977-0953
	82	稗原小学校	1	宮前区水沢 3-7-1	044-976-4557
	83	犬蔵小学校	1	宮前区犬蔵 1-3-1	044-976-1820
	84	土橋小学校	1	宮前区土橋 3-1-11	044-865-1535
B	犬蔵中学校	1	宮前区犬蔵 1-10-1	044-977-0604	
多摩	85	稲田小学校	1	多摩区宿河原 3-18-1	044-911-7041
	86	長尾小学校	1	多摩区長尾 7-28-1	044-866-1541
	87	宿河原小学校	1	多摩区宿河原 2-1-1	044-933-5437
	88	登戸小学校	1	多摩区登戸 1329	044-911-2124
	89	中野島小学校	1	多摩区中野島 3-12-1	044-911-8515
	90	下布田小学校	1	多摩区布田 23-1	044-944-5448
	91	東菅小学校	1	多摩区菅馬場 2-19-1	044-944-2832
	92	南菅小学校	1	多摩区菅馬場 3-25-1	044-944-5320
	93	西菅小学校	1	多摩区菅北浦 4-2-1	044-945-8181
	94	菅小学校	1	多摩区菅 2-6-1	044-944-2107
	95	東生田小学校	1	多摩区枳形 4-9-1	044-911-4619
	96	三田小学校	1	多摩区三田 3-6-4	044-900-1986
	97	生田小学校	1	多摩区生田 7-22-1	044-911-2115
	98	南生田小学校	1	多摩区南生田 3-1-1	044-954-5764
C	中野島中学校	1	多摩区中野島 1-16-1	044-944-4734	
麻生	99	長沢小学校	1	麻生区東百合丘 2-24-7	044-954-5144
	100	西生田小学校	1	麻生区細山 2-2-1	044-966-5161
	101	千代ヶ丘小学校	1	麻生区千代ヶ丘 8-9-1	044-954-1080
	102	金程小学校	1	麻生区金程 2-10-1	044-966-5506
	103	百合丘小学校	1	麻生区百合丘 2-1-2	044-966-3550
	104	南百合丘小学校	1	麻生区王禪寺西 1-26-1	044-966-6376
	105	麻生小学校	1	麻生区上麻生 3-24-1	044-954-0397
	106	東柿生小学校	1	麻生区王禪寺東 6-3-1	044-988-0017
	107	真福寺小学校	1	麻生区白山 5-3-1	044-988-4348
	108	虹ヶ丘小学校	1	麻生区虹ヶ丘 1-21-2	044-987-1579
	109	王禪寺中央小学校	1	麻生区王禪寺東 4-14-1	044-988-9700
	110	柿生小学校	1	麻生区片平 3-3-1	044-988-0019
	111	岡上小学校	1	麻生区岡上 675-1	044-988-8367
	112	片平小学校	1	麻生区片平 5-28-1	044-987-6367
	113	栗木台小学校	1	麻生区栗木台 5-15-1	044-987-4633
		114	はるひ野小学校	0.5	麻生区はるひ野4-8-1
	D	はるひ野中学校	0.5	麻生区はるひ野4-8-1	044-980-5212

小学校 計117校 (No.1~114 小学校、No.①~④ 特別支援学校、子母口小及びはるひ野小は各0.5校カウント)  
中学校 計3校 (A~D 中学校、東橋中及びはるひ野中は各0.5校カウント)